

大津市スポーツ推進に関する財務事務の執行について

１ 全般意見

大津市スポーツ推進施策のより一層の庁内連携と情報共有について（全般意見１）（本報告書 32 頁）

１．事案の概要

ア．スポーツ推進計画改定版及びアクションプランの進捗管理の課題

市のスポーツ推進に関する施策を効果的効率的に実施するためには、スポーツ推進計画改定版及びアクションプランにおける事業の達成状況について、市は毎年実施しているスポーツ市民意識調査の結果を活用して適切に進捗管理を行うことが求められるが、以下のとおりいくつかの課題がある。

- ① アクションプランにおける様式のうち、終了した年度の各事業の実績、評価及び方向性の欄を空欄のまま公表している。
- ② 市に庁内連携会議を設置し、アクションプランの進捗管理について審議することになっているが、令和２年８月５日に審議を行った後、現在に至るまで開催されていない。また、外部の大津市スポーツ推進審議会の提言を受けることとしているが、令和２年度に改定前のアクションプランにより実施された事業の評価について、同審議会の下承を得ることなく審議会自体の開催を実施していなかった。
- ③ アクションプランにおける事業の数値目標がアウトプットとしての量的な目標になっており、アウトカム目標になっていないものがある。

こうした市の対応は、いずれもスポーツ推進計画改定版及びアクションプランについて適切に進捗管理を行っているのか、庁内外で突っ込んだ議論をするためのツールとして位置付けられているのか、市民に対してしっかりと情報発信しようとしているのか、疑義を生じさせるものと思料する。

イ．市のスポーツ推進に関する組織体制の課題

スポーツ推進計画改定版及びアクションプランの事業が関係所管課に多岐にわたることから、スポーツ課は関係所管課と密接な情報共有と連携を図り、地域の関係者とも同じ立ち位置で協議できる環境づくりが求められるが、以下のとおりいくつかの課題がある。

- ① 庁内連携会議の構成員に都市計画部公園緑地課長が含まれていない。
- ② アクションプランにおける公園緑地課の事業として公園施設バリアフリー等事業があるが、ユニバーサルデザイン化についてスポーツ課との協議を実施していない。
- ③ 学校体育館や学校プールの有効活用について、庁内での組織的な協議をしていない。

このようにスポーツ課がリーダーシップを発揮して、庁内の関係所管課と密接な情報共有と連携を図るべきところ、足元の組織体制やその運営については必ずしも十分な対応になっていないことが見て取れる。

２．監査の結果及び意見

スポーツ推進に関する事業を適切に進捗管理し、より大きな成果を引き出す組織体制の構築と情報共有を行うためには、以下の取組を行うことが考えられるので、市は改善に向けた対応を検討されたい。

- ・庁内連携会議の構成員として、新たに都市計画部公園緑地課長を入れるとともに、学校体育館を所管する教育委員会事務局教育総務課長の参画についても検討する。

- ・関係所管課の実務者連絡会議を設置し、統括管理するスポーツ課がリーダーシップを発揮して、アクションプランの目標の進捗状況について情報共有する仕組みを構築する。

- ・大津市スポーツ推進審議会に適宜に情報提供し、アクションプランの評価について改定年度の時期にかかわらず、切れ目なく有識者の立場からの提案を募る。

- ・アクションプランにおける終了した年度の各事業の実績、評価及び方向性の欄を記載した情報を適宜に公表する。

- ・事業目標をアウトプット指標のみならず、可能な限りアウトカム指標を設定し、スポーツ推進の成果の可視化を意識した目標管理を行う。

また、市のスポーツ推進を効果的効率的に進めるために全体最適の観点から考慮すると、ハード事業とソフト事業を区分した組織体制の見直しを検討する余地がある。たとえば、スポーツ施設のハード事業としての管理運営は、各所管課がこれまでどおり所管するのに対し、スポーツ施設のソフト事業としての管理運営は、スポーツ課が企画立案から管理運営の手法までの司令塔の役割を担うことが考えられる。

市は、今後、現行の縦割りのスポーツ施設の管理運営から、市のスポーツ推進を全体的に進める横断的な管理運営に転換する組織体制のあり方やスポーツ課の役割について、改めて検討されたい。

講じた措置の内容

【措置・改善済、取組中、検討中、その他（現状維持）】

アクションプランにおける各事業の過年度の実績、評価及び方向性の欄について記載し、ホームページにおいて公表を行いました。今後も年度ごとに同様に公表を行っていく予定をしています。

スポーツ推進に関する事業の適切な進捗管理等に向けた組織体制の構築に関して、庁内連携会議の構成員として公園緑地課長及び教育総務課長を追加することについては、令和7年度に庁内連携会議設置要綱を改正し、対応する予定です。また、令和6年度は大津市スポーツ推進審議会を開催し、アクションプランの進捗についての評価を受けております。今後も、改定年度にかかわらず、大津市スポーツ推進審議会と緊密に連携を図ってまいります。一方で、実務者連絡会議については、庁内連携会議等で十分に情報共有等を図ることとし、設置は検討していません。

アクションプランの指標については、次期計画の策定時に、各事業の性質を考慮しつつ、アウトカム指標の設定が可能か、検討してまいります。

また、各所管課のソフト事業については、それぞれの行政目的に基づいて実施される事業であるため、スポーツ課において企画立案から管理運営までの全てを担うことはできないものと考えますが、市全体のスポーツ推進を図る観点から適当な事業を次期計画に位置付けることを検討するとともに、同計画に位置付けた事業についてはアクションプランにより適切に進捗管

理を行ってまいります。 スポーツ施設の有効利用について、上記記載の内容を含め、引き続き庁内の関係所管課との情報共有を図ってまいります。 (スポーツ課)
大津市スポーツ推進に関する個別計画の目標管理のあり方について（全般意見 2）（本報告書 35 頁）
1. 事案の概要 市は毎年実施しているスポーツ市民意識調査を分析した結果について、以下のとおりスポーツ推進計画改定版及びアクションプランの目標管理に十分な活用を行っていない課題がある。 ・スポーツ市民意識調査結果で市が対応すべき優先順位が高い項目は、「重要度が高く満足度が低い」項目であり、市民の満足度が低いのは市の取組が十分でないか、取組はしているものの、その成果が市民に十分に伝わっていない可能性が考えられる。 ・スポーツ市民意識調査を基に具体的に改善した事項について、市民へのフィードバックを検証していないため、意見に対する施策への反映を市民に示す機会を逃している。 ・スポーツ施設の利用人数は把握しているが、年齢等の利用者の属性や利用者の増減分析がなされていないため、今後の施設の整備・充実における有用な判断材料とする機会を逃している。 2. 監査の結果及び意見 市が運動・スポーツ人口の増加に本気で取り組むのであれば、こうした分析の重要性を認識することは極めて大事であると考えられるが、市の対応はとても惜しいことであり、せっかくのチャンスを逃していると言わざるを得ない。 逆にこうした情報を上手く活用することができれば、データとファクト（事実）に基づく根拠のある施策展開を行うことが可能となる。そして、その結果をスポーツ推進計画に反映させ、アクションプランにおける目標の設定とその達成状況を検証するという PDCA サイクルを実行することが可能となることから、市はこれら一連の仕組みを構築することを検討されたい。
講じた措置の内容 【検討中】 毎年度実施している市民意識調査（大津市スポーツ推進計画）で得たデータについては、内容の精査・分析等を適宜行っており、その分析を踏まえて事業の見直しの必要性や新規事業の立ち上げ等について検討を行っているところです。 引き続き、市民意識調査（大津市スポーツ推進計画）等で得られた各種データ等を有効に活用し、施策に反映していくよう、取り組んでまいります。 (スポーツ課)
大津市スポーツ施設への空調設備の導入と長寿命化計画について（全般意見 3）（本報告書 36 頁）
1. 事案の概要 市は、スポーツ施設（体育館等）への空調設備の導入を順次進めているが、今回の監査で市が所管しているスポーツ施設を調査したところ、スポーツ課では四つの市民体育館、公園緑地課では皇子が丘公園体育館ほか 17 の施設、教育総務課では小中学校 55 校の体育館にそれぞれ長寿命化計画が策定されているが、公園緑地課の施設を除き空調設備の導入の記載はされてい

ない。

市がこれまでスポーツ施設（体育館等）について、積極的に空調設備の導入を進めてこなかったのは、スポーツ施設（体育館等）の設置した年代が比較的早く、当時はそれほど必要性がなかったことと財政上の問題が主たる理由と考えられる。

2. 監査の結果及び意見

近年の温暖化等の要因により毎年猛暑が続く気候になっており、災害時の避難所の環境改善の観点からも、児童等の熱中症対策からも、スポーツ施設（体育館等）に空調設備を導入する必要性が高まっているものと思料する。また、学校体育館は地域の交流施設として学校開放され、地域の防災拠点としても位置付けられており、地域の活性化や防災目的など幅広い目的に活用できる。

市のスポーツ施設（体育館等）に空調設備を導入することの意義は、学校体育館に限らず全ての施設に言えることから、市は積極的に他の施策目的にも有効活用する観点から長寿命化計画に盛り込み、計画的な整備と維持管理を行うことを検討されたい。

講じた措置の内容

【検討中】

体育館については、避難所や熱中症対策の観点から、空調設備の必要性は認識していますが、安心安全に利用いただくための老朽化に伴う長寿命化工事を優先しております。空調設備の導入については、施設ごとの今後の在り方等を踏まえ、検討してまいります。

なお、速やかに行える対策として、体育館及び格技場に業務用扇風機を設置いたしました。
(スポーツ課)

【その他（見解相違）】＜令和5年度＞

「大津市学校施設長寿命化計画」は、計画期間を令和3年度から令和24年度までの長期的な視点で計画的に学校施設の長寿命化を図ることを目的としている一方、体育館の空調設備については、昨今の気温上昇など環境変化に対応するため、短期的に集中して整備する予定であることから、長寿命化計画に位置付けることは考えておりません。

引き続き、教育環境の改善や避難所としての機能強化のため、長寿命化改良工事に合わせた空調設備の整備に加え、「緊急防災・減災事業債」を活用した空調設備の整備に特化した事業を進めてまいります。

(教育総務課)

大津市スポーツ施設のコスト情報の庁内共有と施設マネジメントについて（全般意見4）（本報告書 38 頁）

1. 事案の概要

市は、平成30年12月に公表した大津市公共施設白書の中で、行政改革推進課が公共施設にかかるコストの状況において施設全体のコスト（維持管理費・事業運営費）情報を取りまとめている。公共施設マネジメントの取組のため、将来コスト推計にかかる基礎資料として各課に照会し取りまとめている内部資料であり、施設別の物件費と人件費、収入を集計している。

今回の監査でスポーツ施設全体の維持管理コストを試算したところ、市によれば、おおむね

7億円強の経費を要しているが、行政改革推進課が取りまとめたコストは施設に直接支出される物件費と人件費は含まれているものの、減価償却費や施設を企画及び管理する間接的な人件費などは含まれておらず、フルコストを計上しているわけではない。

2. 監査の結果及び意見

スポーツ施設を運営するコストについては、施設の整備に関する投資的経費から維持管理経費、そして閉鎖する際の経費までのフルコスト（ライフサイクルコスト）を可能な限り正確に把握することが求められる。そうでないと、次の更新投資や大規模修繕工事を行う事業などの積算の際に、トータルコストを把握しないまま計算することにより事業に支障をきたすリスクが生じるからである。

市は、行政改革プランにおける取組など現在進めている公共施設マネジメントへの対応を踏まえて、少なくとも施設に係るフルコスト（ライフサイクルコスト）を算定し、スポーツ施設別の収支状況を適切に把握する必要がある。また、こうしたフルコスト（ライフサイクルコスト）情報は、庁内で広く情報共有するとともに、これらの情報を所管課が積極的に活用して長寿命化計画を含む公共施設マネジメントに十分活用できる方法を検討されたい。併せて、施設使用料設定における原価の算定においても減価償却費等も含めたフルコストを基礎に、施設使用料設定の範囲の検討に活用することを検討されたい。

講じた措置の内容

【取組中・検討中】

将来を見据えた公共施設等の総合的かつ計画的なマネジメントに向けた取組としては、大津市行政改革プランに基づき、「新地方公会計財務諸表の分析・活用」に取り組んでいます。

具体的には、総務省及び地方公共団体金融機構による「経営・財務マネジメント強化事業（アドバイザー派遣）」を活用して、令和4年度から、大津市公共施設総合管理計画改訂時（令和9年度）における公会計情報の活用方法の検討を継続しており、令和6年度から、新たに公共施設の在り方検討における条件（コストを含む。）整理についても、アドバイザーの専門的な知見を得ながら検討しているところです。

また、庁内における情報共有については、これらの検討結果に限らず、これまでから市長を本部長として各部局長が構成員となっている大津市公共施設マネジメント推進本部において説明・共有しているもので、加えて、施設情報を管理している公共施設マネジメントシステムは施設所管所属も操作権限を有しており、情報の活用に必要な環境は既に整備済みです。

さらに、施設使用料設定時の原価の算定範囲については「施設使用料設定基準（平成23年3月策定）」に定めており、当該基準の策定に当たっては算定方法や原価の考え方を含め、附属機関である「行政改革推進委員会」に諮問の上、決定したものです。今後、施設使用料設定基準の見直しを行う際、改めて行政改革推進委員会に諮問を行い、その答申を踏まえた上で原価の算定範囲を検討します。

（行政改革推進課）

大津市スポーツ推進とまちづくり等の施策との協働連携について（全般意見5）（本報告書 39頁）

1. 事案の概要

今回の監査で関係所管課にヒアリングを行い、現場視察をしたところであるが、改めてスポーツの持つ魅力を再認識した次第である。市は各地域に市民体育館や市民プールなどを設置し、多くの市民がスポーツ施設でスポーツを楽しんでいることを垣間見ることができた。また、皇子が丘公園や皇子山総合運動公園には市を代表する都市公園内に大規模の体育館や野球場、陸上競技場などがあり、市民を始めとする多くの利用で賑わっていることがわかった。

今後、市がより一層のスポーツ推進の施策を進め、市民がスポーツを通じて WHO（世界保健機関）が定義しているウェルビーイング（Well-Being）にも繋がる幸福感を得られるとともに、スポーツの持つ魅力を上手く活用して、市の他の施策との相乗効果を得る方法を提案したい。

2. 監査の結果及び意見

まずは、公園緑地課が所管する大規模スポーツ施設である。市を代表する皇子が丘公園や皇子山総合運動公園内のスポーツ施設の利用者は令和4年度ではいずれも利用者数が25万人を超えている。これだけ多くの利用者がいるのは、やはり大規模スポーツ施設自体の魅力と集客力があると言って良いと考えられる。

こうした市の貴重かつ重要な財産であり人が集まる集客力の高いスポーツ施設について、単にスポーツ推進に利用するだけでなく、「まちづくり」に寄与する施設として親和性のある観光振興や産業振興の施策との連携が考えられる。皇子が丘公園や皇子山総合運動公園内の大規模スポーツ施設も長寿命化計画に基づき、今後いずれは大規模改修工事も行われることから、こうした他の施策との連携を視野に入れて大規模スポーツ施設の再整備を検討する必要がある。

次に、スポーツ課や教育総務課が所管するスポーツ施設や学校体育施設である。いずれも地域に密着した地域のスポーツ推進になくてはならない施設であり、スポーツを通じた地域の活性化の拠点になることが期待される。

今後は地域のスポーツ施設や学校体育施設における課題について、地域の市民の声を聴き、市民と一体となって課題解決を模索して行くことが求められる。また、スポーツ施設の管理運営については、より一層の合理化への対応が求められる。そのためには、スポーツ課はスポーツ施設の定型的な管理運営業務から脱却し、これらを効率的に実施する手法や組織体制を企画立案する業務に重点を置くための戦略を打ち出し、併せて他の関係所管課やスポーツ協会などとの役割分担を明確にする必要がある。

市は、こうした地域の課題を解決する手法の一つとして、スポーツを通じた更なる地域の活性化に繋がる施策を打ち出し、関係所管課や前述のスポーツ協会などと協働した上で、それを実施する拠点として地域のスポーツ施設や学校体育施設を有効活用することを検討されたい。

講じた措置の内容

【検討中】

地域活性化の拠点としてのスポーツ施設の有効利用について、学校体育施設や地域の市民の声を聴き、令和8年3月に稼働予定である新たな大津市公共施設予約システムに市民の利便性の向上に繋がる電子申請などの運用をできる限り反映していくことに取り組んでおり、更なる施設の有効利用に繋がりたいと考えております。

（スポーツ課）

【検討中】

皇子山総合運動公園の一部が新庁舎整備予定地となったことから、新庁舎の整備と歩調を合わせ、本市のまちづくりの方向性を勘案しつつ、皇子山総合運動公園の果たすべき役割等について検討を進めていきます。

(公園緑地課)

【その他（現状維持）】＜令和５年度＞

学校体育館の主な目的は、学校における教育活動であり、その活動に支障が生じない範囲内において目的外使用を認めています。現状、学校体育館は学校体育施設開放事業や目的外使用等で地域のスポーツ推進の施設としても活用されているところではありますが、現時点で、教育委員会として協働連携について具体的に検討する予定はありません。

(教育総務課)

1 個別意見

(1) 市民部スポーツ課

結果（１－１）減免制度の根拠規程の公表について（本報告書 86 頁）

1. 事案の概要

市民体育館、市民運動広場、坂本市民格技場、比良げんき村については、条例において「市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。」と規定しており、その「特別の理由」を定めたものとして「減免基準（内規）」があるが、この減免基準は市ホームページには掲載されていない。また、市ホームページで減免制度を掲載している場合も、掲載しているのは一部のみである。

2. 監査の結果及び意見

減免基準（内規）は大津市行政手続条例に基づく審査基準に該当するものであるが、同条例上、行政上特別の支障があるときを除き審査基準は公にしておかなければならないこととされているように、減免がどのようなプロセスの下、どのような基準で行われているのかということは市民にとって重要な情報である。

特に、最終的な減免根拠が条例ではなく下位の内規による場合、当該基準とプロセスを透明化することそれ自体が内部統制上、非常に重要であり、今後はこのような公表の漏れがないように改善されたい。

講じた措置の内容

【措置・改善済】

減免制度については、市民体育館、市民運動広場、坂本市民格技場、比良げんき村の施設について、ホームページにて現在、公開しております。

(スポーツ課)

意見（１－２）市民意識調査結果の活用及び改善結果の公表について（本報告書 76 頁）

1. 事案の概要

毎年度実施しているスポーツ市民意識調査の目的は、「市のスポーツ推進の問題点や課題、スポーツニーズ等を把握する。」ことであり、それをスポーツ施策に反映させることが目的である。中でも対応すべき優先順位が高い項目は「重要度が高く満足度が低い」項目である。

2. 監査の結果及び意見

既存の施設を活用でき、かつ、比較的少ない予算で実現可能な項目、たとえば「スポーツに関する指導者の育成」「障害のある人や高齢者を対象としたスポーツ活動の推進」は、既にアクションプランの取組項目とも重複する。これらの項目の満足度が低いということは、取組が十分でないか、取組はしているものの、その成果が市民に十分に伝わっていない可能性が考えられる。アクションプランの進捗状況の管理に当たっては、こうした市民意識調査結果も十分に考慮されたい。

また、当該調査を基に具体的に改善した事項もあるが、その事実が市民に十分にフィードバックされていないように思われる。たとえば当該事項を市ホームページにおいて当該調査結果と並べて掲載し、意見が施策に反映され、「自治」が行われていることを市民に示すことは、市民と自治体の信頼関係の醸成にも繋がると考えられ、今後はこのような改善結果の公表を検討されたい。

講じた措置の内容

【検討中】

毎年度実施している市民意識調査（大津市スポーツ推進計画）で得たデータについては、内容の精査・分析等を適宜行っており、その分析を踏まえて事業の見直しの必要性や新規事業の立ち上げ等について検討を行っているところです。アクションプランの指標については、次期計画策定時、市民意識調査の結果も考慮した上で見直しを行います。また、市民意識調査結果を参考に改善した事項があれば、ホームページへの掲載等を検討してまいります。

（スポーツ課）

意見（１－３）施設の利用手続の簡便化について（本報告書 77 頁）

1. 事案の概要

スポーツ市民意識調査では、「施設の利用手続が簡単であること」も市民にとって重要な要素となっている。利用手続に手間と時間がかかることは心理的な障壁となり、利用希望者を遠ざけることに繋がる上、利用者の満足度を低下させる。

現在、市民体育館、市民運動広場を利用する際は、大津市公共施設予約システムで利用者登録・仮予約を行った上で、施設窓口で申請し、料金が発生する場合は納付書を受け取り、施設近隣の金融機関にいったん出向いて料金を納付し、再度窓口に戻って許可書を受け取ることで初めて利用が可能になる。例外として和邇市民体育館・和邇市民運動広場のみ、隣接する和邇文化センターの窓口で現金で支払っている。

2. 監査の結果及び意見

他の地方自治体の公共施設でも、キャッシュレス決済や口座振替を導入している自治体が増えてきている。

市においてもデジタルイノベーション戦略を支える柱の一つ「キャッシュレスに対応した電子納付の推進」を掲げている。利用者が「便利になった。」と実感することが利用する上での心理的な障壁を取り除き、運動・スポーツ人口の増加に繋がるため、利用者の目線に立って継続的な改善に取り組まれない。

講じた措置の内容 【取組中】 令和 8 年 3 月に新たに稼働する予定である大津市公共施設予約システムにてキャッシュレス決済を導入するべく、庁内の関係所管課と情報共有し、協議を進めています。 (スポーツ課)
意見(1－4) ライフサイクルコストまでを含めた施設マネジメントについて(本報告書 80 頁) 1. 事案の概要 行政が施設の老朽化対応等を議論する場合、建設費用(イニシャルコスト)、維持管理費用(ランニングコスト)を分けて議論することが多く、それら全てを含めたライフサイクルコスト(施設が作られてからその役割を終えるまでにかかる費用、すなわち、物件費＋減価償却費＋人件費)を基に議論することが必ずしも十分に行われていない。 2. 監査の結果及び意見 「施設ごとにどれだけ公費が投入されているか。」という情報は、ライフサイクルコストや、それと収入の差引である収支を算定して初めて得られるものであり、行政が施設マネジメントを検討するためだけではなく、市民にとっても非常に重要な情報であると考えられる。市においても公共施設のあり方は継続的に検討されてきているが、個別の施設単位で、スポーツ施設におけるライフサイクルコストや収支を基にした検討は十分に行われていない。 市でも行政改革プランにおける取組など一定の取組を進めていることは評価される場所であるが、地方公会計制度は単に財務書類を作成し公表することが目的ではなく、その情報を活用することに真の意義がある。行政内部の施設マネジメントの観点、市民の市政参画の観点、市民の市政への信頼醸成の観点からも、ライフサイクルコストまでを含めた施設別の収支情報を活用することを検討されたい。
講じた措置の内容 【取組中】 今後、所管施設の在り方を検討する際には行政改革推進課が示す「施設使用料設定基準(平成 23 年 3 月策定)」に従い、利用者に適正な受益者負担を求めていくとともにライフサイクルコストや収支を含め検討してまいります。 また、所管施設の使用料等の見直しに際しては、各施設の維持管理経費の増加による使用料等の算定根拠となる施設原価の在り方(設定基準)の見直しの検討を行った上で、検討を行っているところです。 (スポーツ課)
意見(1－5) 減免制度の周知方法について(本報告書 86 頁) 1. 事案の概要 一部の市民運動広場と比良げんき村については、市ホームページに減免制度の案内がない。前者は市外利用者がほぼないことを理由に案内しておらず、後者は特段の理由はない。 2. 監査の結果及び意見 「市外利用者がほぼない。」という実態に合わせるのではなく、減免制度の案内はすべきであ

る。比良げんき村も含めて、今後は周知漏れがないように改善されたい。
講じた措置の内容 【措置・改善済】 市外利用者の有無にかかわらず、減免制度については、全ての市民運動広場と比良げんき村の施設においてホームページにて現在、公開しております。 (スポーツ課)
意見(1ー7) 藤尾市民運動広場用地の借地について (本報告書 87 頁)
1. 事案の概要 スポーツ課は、市内 12 か所の市民運動広場の管理運営を行っているが、藤尾市民運動広場については、個人から用地を賃借している。いずれも毎年、固定資産税・都市計画税の税額に一定額を加算した金額で合意し賃借料を決定している。現在まで、藤尾学区には他に代替性のある施設が存在しないため、引き続き借地を行っている。 2. 監査の結果及び意見 市は個人の用地を継続して賃借する予定であるが、賃貸借契約は 1 年ごとの契約である。代替地はなく、仮に相続などの理由により借地契約が中断となった場合は、藤尾市民運動広場を設置できなくなる恐れがあることから、市は市民が不利益を受けることのないよう、長期契約が可能かどうかについて検討すべきである。
講じた措置の内容 【取組中】 長期契約については地権者と協議を行ったところ、単年で行いたいとの地権者からの意向がありましたが、引き続き、長期契約について、地権者と協議してまいります。 (スポーツ課)
意見(1ー8) 市民プール(4 施設)の今後のあり方の検討について (本報告書 87 頁)
1. 事案の概要 スポーツ課所管の市民プールは、伊香立市民プール(昭和 59 年設置)・坂本市民プール(昭和 62 年設置)・晴嵐市民プール(平成 7 年設置)・曾束市民プール(平成 9 年設置)・富士見市民温水プール(平成 30 年設置)の 5 施設である。富士見市民温水プールは、新富士見 PFI(株)が管理・運営を行っており、比較的新しいプールである。その他の市民プール(4 施設)は、(株) linkworks が指定管理者として管理・運営を行っている。 市民プールの設置目的は、市民プール条例によると、市民の健康の保持増進を図るため、市民にスポーツ、レクリエーションの場を提供することである。伊香立市民プール・坂本市民プール・晴嵐市民プール・曾束市民プールは、地区環境整備事業の一環としての整備など、地域固有の政策として小規模なプールが整備されたが、各プールで老朽化が進行し、年々改修費などがかさんできている。現在の指定管理の契約は令和 6 年度までであり、令和 7 年度以降のあり方についての検討が必要な状況である。 2. 監査の結果及び意見 利用者数は、平成 31 年度においては 9 千人弱であったが、令和 2 年度以降は新型コロナウ

イルスの感染拡大による影響が大きく、7千人を下回っている。伊香立市民プールの耐用年数の期限が令和6年に迫るなど、施設の長寿命化対策や増加が予想される修繕費を踏まえた収支の改善をどのように図っていくのかについて、市は引き続き適切なスケジュールでの検討を進められたい。
講じた措置の内容 【検討中】 市民プールについては、令和7年度から令和9年度までの3年間は引き続き、指定管理の契約を行ったところではありますが、施設の老朽化が進行していることから、修繕費用や収支改善状況も勘案しつつ、継続して今後の在り方について検討を進めてまいります。 (スポーツ課)
意見(1-11) PFI事業の事後評価に向けた準備について(本報告書 93 頁)
1. 事案の概要 富士見市民温水プールは、移転・再整備の事業手法を検討した結果、市初となる民間資金により社会資本を整備し、民間事業者のノウハウを活用して公共サービスを提供するというPFI手法を導入し、平成30年10月に利用開始している。富士見市民温水プールのPFIの事業期間の終期は、今から約10年後の令和16年3月である。 その後については、市は引き続き当該プールを運営するのか否か、また、引き続き運営する場合はPFIを含めた様々な手法を用いて、民間の創意工夫を活用するのか否かを再度検討することになると考えられる。 2. 監査の結果及び意見 事業期間満了後の当該プールの運営・活用方法の検討に当たっては、適切に事後評価を実施し、PFI事業における課題や反省点を明らかにし、今後の事業方式の選定や事業内容の改善に活かすことが必要不可欠である。また、当該プールは市として初のPFI事業であるため、この事後評価の過程及び結果は、市の他のPFI事業にとっても非常に有益な情報となり得るものと考えられる。 事後評価を実施するためには、事業開始当初及び事業期間中の情報の蓄積が重要である。事後評価に向けた準備を着実に進められたい。
講じた措置の内容 【取組中】 PFI事業の開始当初から現在までにおける事業の課題等の情報を収集するとともに、収集した課題等の分析を進めており、適切な事後評価に資するよう、適宜、精査・整理した上で、情報の蓄積を進めています。 (スポーツ課)
意見(1-12) 比良げんき村のあり方について(本報告書 94 頁)
1. 事案の概要 比良げんき村は、昭和61年に開設され、平成18年の旧志賀町との合併により市の所有となった。当初は教育委員会の所管であったが、その後の組織改編により、現在は市民部スポーツ課の所管となっている。令和3年度から令和7年度まで、(株)linkworksが指定管理者となっ

た。

比良げんき村は、スポーツ（キャンプ場及び登はん壁）に係る施設とプラネタリウムなど教育その他に係る施設の複合施設である。令和４年度の利用者数 12,773 人の内訳をみると、スポーツに係る施設の利用者数は、7,555 人で約 6 割である。（株）linkworks が指定管理者となって以来、利用者数は増加しているが、これは同社が近隣で運営している「びわ湖青少年の家」などとの連携効果による市外の利用者の増加が主な要因である。

２．監査の結果及び意見

比良げんき村の収支は、令和２年度はプラスであったが、令和３年度と令和４年度においてはマイナスであった。これは新型コロナウイルス感染症の影響のほか、利用者数の増加を図るため目標人数を１万人とする一方、支出の増加を容認したことも原因である。

令和４年度の利用者数 12,773 人のうち、市外の利用者数は 7,057 人であり半数以上となっている。また、キャンプ場と登はん壁といったスポーツ施設の利用者数 7,555 人は、全利用者数の 6 割に満たないことから今後、指定管理者と密に連携し、更なる市民利用増に繋がる施策を講じられることを検討されたい。

講じた措置の内容

【検討中】

比良げんき村は利用者数が増加傾向にあるものの、収入の増加に直結していない状況であり、引き続き、収支改善に向けて、スポーツ施設の利用者数の増加及び収入増に繋がる施策等について現在の指定管理者と協議してまいります。また、令和８年度から令和１２年度までの５か年間は引き続き、指定管理の契約を行う予定であることから、更新時に収支改善を踏まえた提案を求めるなど、市民利用増及び収入増に繋げるよう、取り組んでまいります。

（スポーツ課）

意見（１―13）比良げんき村の多目的広場の利用料について（本報告書 95 頁）

１．事案の概要

比良げんき村は、スポーツ（キャンプ場及び登はん壁）に係る施設とプラネタリウムなど教育その他に係る施設の複合施設である。比良げんき村は、大津市立野外活動施設条例に基づき設置されており、利用料金の額は、条例の別表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めることとされている。したがって、各施設を有料とする場合は、条例の別表にその施設が記載されていることが前提となる。

大津市立野外活動施設条例の別表に記載されていない施設のうち、利用者が使用する施設は、多目的広場、遊具、便所及び駐車場であり、いずれも無料で使用することとなっている。これらのうち、遊具は、トランポリン、ターザンライダー、流星スライダー、冒険砦、ロープ登り、フィールドアスレチックなどの野外の遊具であり、使用料は一般的に無料とされている。便所及び駐車場は、利用者の交通の便を考慮するなどのため使用料は無料とされている。

２．監査の結果及び意見

多目的広場は全敷地面積 32,277 ㎡のうちの 3 分の 1 ほどの 10,630 ㎡の面積があり、グラウンド・ゴルフなど野外活動のほかスポーツ活動としても使用できるものである。多目的広場は隣地が駐車場であり、車での利用者にも便利な広場となっており、現状は無料で使用できる。

これは、本施設は旧志賀町との合併（平成 18 年 3 月 20 日）前に開所された施設であり、開所当初から借地している土地所有者から「地元に配慮した利用」をとの意向もあり、市民運動広場などと同様に市民の利用については無料としたものである。

こうした経緯は一定の理解ができるものの、大石緑地スポーツ村の多目的グラウンドや市民運動広場のグラウンドが有料であることとのバランスを考慮すると、今後も無料であることについては議論の余地がある。よって、市は施設の収支改善の観点からも少なくとも、市民以外の利用については有料化とすることを検討されたい。

講じた措置の内容

【取組中】

当該施設の有料化に関しては、まずは市民以外の者が利用する場合に限って有料化すべきか、市民も含めて有料化すべきかを検討する必要があると考えており、その点について検討を進めています。また、借地をしている土地所有者との協議の中で、土地所有者から「地元に配慮した利用」を求められていることも含め、今後、更に庁内での検討を深めるとともに、次の借地契約の更新時期を見据えて土地所有者との協議を重ねてまいります。

（スポーツ課）

意見（1—14）大谷乗馬場について（本報告書 96 頁）

1. 事案の概要

大谷乗馬場は、米軍の乗馬場が市に払い下げられ、その後現在地に移転したものである。大谷乗馬場は指定管理者により管理されており、現在の指定期間は、令和 3 年度から令和 5 年度までである。指定管理者は、大津市乗馬連盟であり、市が大谷乗馬場を運営する目的は、幅広い市民のためのスポーツ施設であることが前提である。

指定管理業務の令和 4 年度の決算書の概要は、以下のとおりである。

収入 9,020 千円のうち、指定管理料収入は 1,278 千円、施設利用料金は 106 千円、自主事業の収入は 7,636 千円である。施設利用料金については、料金表が定められており、馬場利用料と厩舎利用料からなる。実際は大津市乗馬連盟の会員による馬場の利用については、利用料は無料とされており、令和 4 年度においては馬場利用料の収入はない。支出 8,347 千円のうち、主なものは給料・手当 2,648 千円及び飼育料 1,907 千円であった。

2. 監査の結果及び意見

指定管理業務の報告書に添付されている指定管理者の損益計算書をみると、売上高の内訳としての指定管理の委託料 1,278 千円は「補助金収入」と記載されている。損益計算書の記載を指定管理料収入と改めることが望ましい。一方、大谷乗馬場の利用者数は、毎年度おおむね 1,500 人前後である。大谷乗馬場の利用者は、主として大津市乗馬連盟の会員と市内にある膳所高校の馬術部であり、このほか乗馬体験やイベントの参加者がいると思われる。大谷乗馬場の利用者について、市民と市民以外についての調査は行われていない。

しかしながら、スポーツ市民意識調査の調査結果報告書（令和 5 年 3 月）において、大谷乗馬場を利用したことがある市民は、0.6%でいずれも年齢は 50 歳から 79 歳までであった。大谷乗馬場は、現状では市民が活発に利用している施設とはいえないことから、改めて市民のスポーツ振興の観点から、市が今後も大谷乗馬場を運営することの可否について検討を行う必要

がある。
講じた措置の内容 【検討中】 施設の老朽化が顕著な上、旧耐震構造において大規模改修が必要といった施設に課題があることに加えて、進入路についても市有地と国有地が混在するなど土地の課題も併せて対応が必要なことから、引き続き、土地の課題解決を進めるとともに、大谷乗馬場の在り方について、検討してまいります。 (スポーツ課)
意見(1—15) 大石淀グラウンド・ゴルフ場開設後の運営の検討について (本報告書 98 頁)
1. 事案の概要 大石淀グラウンド・ゴルフ場整備は、平成 22 年にグラウンド・ゴルフ協会から市議会への請願に基づき決定され、大津クリーンセンター最終処分場閉鎖後の敷地を利用するものである。事業の目的は、幅広い世代が楽しむことができるスポーツを行う機会作りである。大石地区に新名神高速道路の大津サービスエリア(仮称)及び新名神大津スマートインターチェンジ(仮称)が今後開設されるのに伴い、近隣他都市からのグラウンド・ゴルフ大会の誘致を図ることを目指している。グラウンド・ゴルフ場の供用開始は、令和 6 年度を予定している(全体で 32 ホール)。 大石淀グラウンド・ゴルフ場に係る整備の概要は、以下のとおりである。 平成 29 年度に実施設計業務が開始し、令和 3 年度から工事が開始された。令和 4 年度においては、造成工事が完了し、トイレ・東屋の建設工事が行われた。令和 5 年度中に整備事業が完了する予定である。 大石淀グラウンド・ゴルフ場の供用開始後は、同規模施設を参考にし、年間利用者は 7,200 人を想定している。収支については検討中である。当面の間、直営で市が運営し、利用状況を踏まえ、適切な運営方法について、検討していく予定である。 2. 監査の結果及び意見 グラウンド・ゴルフ場の近接に新名神高速道路の大津サービスエリア(仮称)及び新名神大津スマートインターチェンジ(仮称)の開設による利用者数の増加が見込まれる一方、グラウンド・ゴルフ大会誘致が不確実といった利用者数が見込みを下回る不安定要素もある。現時点において、年間利用者数や維持管理経費を含む収支等、実際に運営しないと正確な利用状況の把握が困難であることから、一定期間、市直営での運営はやむを得ないと考える。収支予測は慎重に行われているが、適宜見直しを行うべきである。周辺の大石緑地スポーツ村や他の類似施設においては指定管理等の導入が一般的であり、同施設の運営についても、指定管理や PFI 等民間事業者に移管するよう、検討を進められたい。
講じた措置の内容 【検討中】 大津大石淀グラウンド・ゴルフ場については、令和 6 年 6 月に開場し、まもなく 1 年が経過しようとしているところであり、この間における利用状況等を踏まえ適切な運営形態等について検討をしているところです。今後、更に 1 年間に要した維持管理費や年間の収支状況を精査

した上、これを踏まえて検討を深めてまいります。

(スポーツ課)

意見(1—16) スポーツ推進計画の進捗管理におけるスポーツ課の役割について(本報告書 99 頁)

1. 事案の概要

スポーツ推進計画は、平成 28 年 3 月におおむね 10 年間の計画期間として策定され、その後、令和 3 年 3 月に中間見直しとして改定されており、現行のスポーツ推進計画改定版の計画期間は令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間となっている。また、スポーツ推進計画改定版の実施計画として、スポーツ推進計画改定版と同一の計画期間を対象とするアクションプランが策定されている。

今般の包括外部監査において、スポーツ課によるスポーツ推進計画改定版及びアクションプランの進捗管理の状況を確認したところ、次のような課題が見受けられた。

- a) 庁内連携会議はスポーツ推進計画改定版に基づく施策の推進及びその進行管理を所掌事務としているが、令和 2 年 8 月 5 日に開催された後、現在に至るまで開催されていなかった。また、庁内連携会議の委員には、市の代表的なスポーツ施設を所管する都市計画部公園緑地課長が含まれていなかった。
- b) スポーツ推進計画改定版の進捗管理においては、大津市スポーツ推進審議会の提言を受けることとしているが、改定前のアクションプランの最終年度に当たる令和 2 年度の事業の実施状況の評価について、同審議会の議題とされていなかった。
- c) アクションプランの様式には、実績、評価及び方向性を記載する欄が設けられているものの、終了した年度の各事業の当該欄が空欄のまま市のホームページにおいて公表されていた。

2. 監査の結果及び意見

以上のような課題は、スポーツ課がアクションプランの実績を把握するため、単に各所管課に行った照会に対する回答を取り纏めることに終始していることに起因しているのではないかと考える。スポーツ推進計画改定版やアクションプランの進捗管理のみならず、目標に対する達成状況を適宜公表することは、市のスポーツ推進を行う施策の説明責任を果たす上で、極めて重要である。また、市のスポーツ推進を行う施策を担当する所管課は多岐にわたることから、庁内が連携かつ一体となって成果を上げるためには、統括管理するスポーツ課の役割がより一層求められるものと思料する。

今後、スポーツ課がスポーツ推進計画を総括する立場から、市におけるスポーツ振興の方向性についての全庁的な検討を主導する役割を果たすことを期待する。

講じた措置の内容

【措置・改善済、取組中】

庁内連携会議の委員に公園緑地課長を追加するなど、令和 7 年度からの推進体制の見直しを行いました。また、アクションプランの評価について切れ目なく大津市スポーツ推進審議会に諮り、その結果を各事業に反映することで、市のスポーツ振興を図ってまいります。

今後、新しい推進体制や改善後の評価の活用などを通じて、当課に求められる役割を果たせるよう努めてまいります。

なお、アクションプランにおける各事業の過年度分の実績、評価及び方向性の欄については、必要事項を記載し、ホームページにて公表を行いました。 (スポーツ課)
意見(1—17) アクションプランにおける事業目標の設定について(本報告書 103 頁)
1. 事案の概要 アクションプランにおける大津市スポーツ協会加盟競技団体活動支援事業費の事業目標は、令和元年度の実績を参考として、「交付競技団体数：10 団体」とされているが、スポーツ協会に加盟している競技団体は合計 44 団体(令和 5 年 6 月 1 日現在)であり、事業目標として低すぎるのではないと思われる。 また、スポーツ協会においても、補助金の交付実績のある加盟団体以外における各種教室等の実施状況は把握していないとのことであった。 2. 監査の結果及び意見 今後は、スポーツ課及びスポーツ協会において、全ての加盟団体における活動状況を把握し、補助金の交付先となり得る競技団体への働きかけを行うなどした上で、必要に応じて、交付競技団体数の目標値を見直すことを検討されたい。
講じた措置の内容 【取組中】 スポーツ協会より各加盟競技団体に周知を行った上で、補助を希望する団体と調整し当該補助金の交付先を決定いたしました。次期計画策定時には、その時点における実情を踏まえ、アクションプランの指標が適切なものとなるよう、今後、検討してまいります。 (スポーツ課)
意見(1—20) 国スポ以降を視野に入れたスポーツ協会の方向性について(本報告書 109 頁)
1. 事案の概要 スポーツ協会は、令和 4 年 4 月 1 日付けで一般社団法人化し、「組織強化 4 か年計画」に基づき、組織基盤の強化に取り組んでいる。「組織強化 4 か年計画」の初年度に当たる令和 4 年度におけるスポーツ協会の収益構造を踏まえると、今後のスポーツ協会の運営において懸念される点は以下のとおりである。 a) 令和 4 年度におけるスポーツ協会の経常収益は 35,288 千円であるが、このうち市からの収入は 29,264 千円と、82.9%を占めている。また、地域スポーツ振興基金 15,000 千円は令和 4 年度限りの収入であるが、これを除いたとしても 70.3%と高い状況にある。 b) 地域スポーツ振興基金については、令和 4 年度から令和 7 年度までの 4 年間に於いてその全額を事業に充当されることから、令和 8 年度以降は、新たな財源を確保しない限り、同基金を活用して実施している事業を終了せざるを得ない状況になると考えられる。 2. 監査の結果及び意見 上記 1. 事案の概要で述べた状況を踏まえると、今後、スポーツ協会と市において、以下のような観点から更なる検討を求めたい。 a) スポーツ協会の担う業務に着目して、委託化や事業補助としての位置付けへの変更など、

市が相応の負担を行うために適切な支出の方法を検討する必要がある。また、市がスポーツ推進の施策について責任をもって運営するパートナーとして、スポーツ協会の自立化を促しつつもより緊密な連携の下、効果的かつ効率的な事業の実施が可能となるように、人的財政的支援を検討する必要がある。 b) スポーツ協会としては、市からの負担金による事業について、参加料の水準を見直したり、積極的にプログラムへの広告を募集したりする対応を検討しているが、他の収入が増額することにより、市からの負担金が減額されるのであれば、そのような対応を行う誘因は働かないため、スポーツ協会の経営努力が報われるような支出の仕組みを構築する必要がある。 c) 指定管理業務への参入に向けた情報収集のため、現に指定管理者に指定されている他の外郭団体との連携を模索することが現実的であると考えられる。 d) 「組織強化4か年計画」の進捗管理を適切に実施し、状況の変化に応じて計画の見直しを行う必要がある。
講じた措置の内容 【検討中】 a)・b) スポーツ協会への運営補助については、負担金事業や補助金事業を実施するための人件費を運営補助として交付しており、協会の自立化も見据えて、令和4年度に地域スポーツ振興基金へ出捐金を拠出するなど、財政的な支援を行ってまいりました。また、本市から拠出する負担金については、スポーツ協会と協議し、スポーツ協会の経営努力が報われるような支出の仕組みとなるよう、見直しを検討しています。併せて今後も、法人化したスポーツ協会の自主自立に向けて、スポーツ協会と連携を図ってまいります。 c)・d) スポーツ協会と監査結果を共有し、今後の方針等について検討を進めているところです。 (スポーツ課)
意見(1—23) スポーツ協会における相見積り入手の基準について(本報告書117頁)
1. 事案の概要 スポーツ協会では、令和4年度において、地域スポーツ振興基金を活用した事業として、大津市皇子山総合運動公園内にびわ湖毎日マラソン記念モニュメントを整備している。モニュメントの整備に当たっては、地元の石材店及び建設会社に工事を発注しているが、スポーツ協会には相見積りを入手する基準がないため、契約先の選定において、相見積りが入手されていない状況となっていた。 2. 監査の結果及び意見 スポーツ協会において、相見積りを入手する金額的基準を明確にした上で、一定金額以上の契約を行う際には、相見積りを入手し、契約先を選定する必要がある。
講じた措置の内容 【検討中】 スポーツ協会においては、令和7年度に、一定金額以上の契約を行う際には相見積りを入手した上で契約先を選定することを内容とする「委託契約に関する基準」を定めるべく、検討を進められています。

(2) 都市計画部公園緑地課

(結果 2 - 3) 財務状況のモニタリングについて (本報告書 135 頁)

1. 事案の概要

大津市指定管理者制度導入施設モニタリング指針Ⅳモニタリングの項目、4 財務状況及び労働条件のモニタリング、(1) 財務状況モニタリングについては、市は財務状況モニタリングを実施することとなっているが、事業報告では団体の貸借対照表及び損益計算書等が提出されておらず、財務状況モニタリングを実施できていない。

2. 監査の結果及び意見

市は今後、大津市指定管理者制度導入施設モニタリング指針に準拠した財務状況モニタリングを実施することが必要である。

講じた措置の内容

【措置・改善済】

令和 6 年 5 月に、指定管理者に対して、毎年決算報告後の貸借対照表及び損益計算書を提出するよう指示をし、財務状況モニタリングを実施しています。

(公園緑地課)

(結果 2 - 4) 皇子が丘公園プールと雄琴臨水公園プールの耐震補強工事について (本報告書 135 頁)

1. 事案の概要

皇子が丘公園プールと雄琴臨水公園プールは昭和 50 年代に設置された市営プールであり、既に設置から 40 年以上経過しているため老朽化が進んでいる。市は皇子が丘公園プールについて耐震診断調査を実施したが、3 棟で構造耐震判定指標が必要な耐震基準を満たしておらず、耐震補強工事が必要と判定された。雄琴臨水公園プールにおいても同様の状態であるという。調査当時の耐震補強工事を行った場合の概算工事費用は、約 80,000 千円を見込んでおり、近年の人件費や資材の高騰を考えると、現時点では更に増額する可能性もあるという。

2. 監査の結果及び意見

既に老朽化が相当進んでいる施設であり、地震が発生し、施設が倒壊した場合には市民の安全・安心が脅かされるリスクも高いため、早急に耐震補強工事を実施するか、施設の建替えあるいは廃止も検討すべきである。

講じた措置の内容

【検討中】

耐震基準を満たしていない皇子が丘公園プールと雄琴臨水公園プールについては、令和 7 年度から実施する市営プールの在り方検討において施設の廃止も含め検討していきます。

なお、皇子が丘公園のプール棟については、天井の一部が剥がれていることから、令和 6 年度に損傷状況を確認しました。錆劣化が見られるため塗装塗り替えが必要な状況ではあり

ますが、天井を構成する躯体に劣化腐食はありませんでした。

(公園緑地課)

結果(2-5) 大津市公共施設予約システム等の賃借料の按分について(本報告書 137 頁)

1. 事案の概要

市が大津市公共施設予約システムを導入するに当たって、5年間のリース契約という内容でシステム会社と契約しており、リース料は各施設を管理する所管課に一定の按分率で按分され、按分後の金額を所管課が負担している。監査人がこの按分計算の合理性を確認するために根拠資料の提出を求めたところ、根拠資料は保管されておらず、「当時の担当者が各所管課の施設数又は部屋数によって按分しているものと推測される。」との回答であった。

2. 監査の結果及び意見

根拠資料や算定方法が不明確なままだと、新たに担当者が一から根拠資料を収集し、算定方法を検討することになる。担当者の業務が不効率になることから根拠資料の保管が必要である。また、公園緑地課においては管理する施設が多いという理由のみで予約システムの負担が大きくなっているが、予約システムの活用も考慮し、予約システムの負担に関する市の考え方を明確にし、その考えに基づいた按分計算を実施すべきである。

講じた措置の内容

【取組中】

令和7年度までは各課の所管施設の部屋数によって按分した金額を各課で負担することとし、按分に関する根拠資料は適正に保管いたします。

令和8年3月からは、新システムの導入に合わせ、情報政策課にて一括で費用を負担する運用となります。

(公園緑地課)

意見(2-1) スポーツ施設のユニバーサルデザイン化に向けた協議や計画策定について(本報告書 131 頁)

1. 事案の概要

スポーツ庁が第3期スポーツ基本計画で記載しているユニバーサルデザインと市がアクションプランで記載しているバリアフリーは、以下のとおり対象や目的が異なる。

項目	バリアフリー	ユニバーサルデザイン
対象者	障害者・高齢者	全ての人
目的	社会的な障壁をなくすこと	使いやすさを重視したデザイン

ユニバーサルデザインが対象者や目的をより拡大したものであることから、公園施設バリアフリー等事業を担当する公園緑地課にその対応状況を確認したところ、「公園緑地課が管理するスポーツ施設は、あくまで都市公園の効用を全うするために設けられた公園施設であることから、ユニバーサルデザイン化について、スポーツ課との協議は実施していない。」との回答であった。

2. 監査の結果及び意見 公園緑地課が管理する皇子山総合運動公園は市を代表するスポーツ施設であり、スポーツ施設や公園施設を超えた「まちづくり」に寄与する施設と考えられる。スポーツ庁のユニバーサルデザイン化ガイドブックでは、「地域の集いの場となるようなスポーツ施設のあり方の検討」や「まちづくりに寄与するよう様々な主体との連携したスポーツ施設づくりの実施」を提案しており、必要な対応として「行政機関内における連携の強化」を示していることから、スポーツ課等の関係部署とユニバーサルデザイン化に向けた協議を実施し、今後のアクションプランの改定や皇子山総合運動公園の改修・改築等の計画策定を実施されたい。
講じた措置の内容 【未措置】 スポーツ課が策定しているアクションプランについては、国・県の計画を反映させるため、令和10年度まで延長される予定です。今後のアクションプランの改定に合わせてスポーツ課と協議を行い、ユニバーサルデザイン化について研究していきます。 （公園緑地課）
意見（2－2）アクションプランにおける事業内容や数値目標の設定について（本報告書 132 頁）
1. 事案の概要 アクションプランの目標については、令和3年度は明確に数値目標が記載されているものの、令和4年度以降については、公園施設バリアフリー等事業が「要望等に応じて、実施時期とともに検討」、都市公園における運動施設の維持管理事業が「長寿命化計画等に基づき、継続的な実施を検討」と記載されており、ともに事業内容や数値目標が明確に示されていない。 公園緑地課は都市公園施設としての効用を優先する立場にあり、公園施設バリアフリー等事業が予算的にも措置されておらず、具体的な数値目標を公園緑地課自身で設定することは難しいことも考えられる。アクションプランを取りまとめたスポーツ課からは、公園緑地課が提出した記載案については特に指摘はなかったとのことである。 2. 監査の結果及び意見 アクションプランが計画の進捗管理に用いられていることから、具体的な事業内容や数値目標が設定されていなければ、その後の実績評価や今後の方向性を定めることも難しくなるため、公園緑地課はスポーツ課等の関係部署と具体的な事業内容や数値目標を設定するよう協議するとともに、市はその協議に基づき、アクションプランを達成するための予算措置を行うことも検討されたい。
講じた措置の内容 【措置・改善済】 令和8年度のアクションプランの事業目標に具体的な事業内容を記載しました。今後、目標とした事業の実施に向けて予算の確保に努めます。 （公園緑地課）
意見（2－4）指定管理者に対する確認の徹底について（本報告書 139 頁）

1. 事案の概要

令和5年3月度事業報告書の収支報告では、指定管理全体の利用料金収入と施設ごとの利用料金収入が記載されている。全体の利用料金収入年額は232,714千円であるのに対し、施設ごとの利用料金収入年額の合計は231,909千円と803千円相違していた。

上記の状況のほか、**(結果2-1) 事業報告書(出納帳簿)について**の出納帳簿の確認不足や**(結果2-2) 収支実績のモニタリングについて**、**(結果2-3) 財務状況のモニタリングについて**といった結果も生じており、その根底には指定管理者に対する確認不足があるように見受けられる。

2. 監査の結果及び意見

公園緑地課は、大津市指定管理者制度導入施設モニタリング指針に準拠したモニタリングを実施し、指定管理者が提出する資料は適時の確認を徹底する必要がある。

講じた措置の内容

【措置・改善済】

指定管理者に対し、事業報告書等の提出書類については金額等を含め精査した上で提出するよう指示をしており、提出のあった資料を基に大津市指定管理者制度導入施設モニタリング指針に基づき、慎重にモニタリングを実施しています。

(公園緑地課)

意見(2-5) 事業報告書(管理業務の実施状況)について(本報告書139頁)

1. 事案の概要

指定管理者は、年間管理業務作業計画書を作成し、施設保守点検業務・清掃業務・巡回業務等の管理業務について、施設ごと・月ごとの回数を計画している。管理業務の実績報告では、管理業務について、施設ごと・月ごとに実績回数が記載されているが、計画と実績の回数が異なっても特に理由は記載されていない。

2. 監査の結果及び意見

管理業務について、計画回数と実績回数に乖離が生じた場合は理由を記載するようにし、仕様書の水準が未達となっていないか、提案書の達成状況がどうかについても確認することを検討されたい。

講じた措置の内容

【措置・改善済】

令和6年5月に、指定管理者に対して、管理業務について計画と実績に乖離が生じた場合には実績報告書に理由を記載するよう指示し、付された理由については、当課において適宜確認を行っています。

なお、現時点においては、乖離が生じていても計画書に記載の水準を達成できていることが確認できています。

今後も仕様書の水準の達成状況についてはモニタリングの際に確認を行い、仕様書の水準が未達の場合には、指定管理者に指示し、又は指定管理者と協議の上、仕様書の水準を達成できるよう改善を図ってまいります。

(公園緑地課)
意見(2-6) 事業報告書(報告書の名称)について(本報告書 139 頁)
1. 事案の概要 年間管理業務の実績報告書の名称が、年間管理作業予定表となっていた。 2. 監査の結果及び意見 報告書の名称が適切か留意されたい。
講じた措置の内容 【措置・改善済】 令和6年5月に、指定管理者に対して、事業報告書等の提出書類については名称も含め内容を精査した上で提出するように指示をしており、また、指定管理者から提出のあった各種資料については、確認を徹底するとともに、必要に応じて指定管理者へ修正を求めています。 (公園緑地課)
意見(2-7) アンケートについて(本報告書 139 頁)
1. 事案の概要 大津市都市公園指定管理業務仕様書(都市公園(226公園)、都市公園プール、におの浜ふれあいスポーツセンター 共通)では、次のとおり記載されている。 2 管理運営方針 (3) 利用者ニーズの把握 サービス提供の効果確認及び更なるサービス向上のため、3半期ごとに1度以上利用者に対しアンケートを実施することとします。アンケートを実施する際は、内容について事前に市の承諾を得ていただきます。また、アンケート実施結果及び対応方針についても3半期ごとに報告していただきます。 指定管理者はイベント開催時にアンケートを実施しているが、事業報告書ではアンケートの実施結果及び対応方針に関する報告は含まれていなかった。 2. 監査の結果及び意見 アンケートの実施結果及び対応方針に関する事項は今後のより良い事業の推進に活用できる情報になると考えられることから、事業報告書においてもアンケート結果のまとめ・利用者満足度向上のための取組を含めることを検討されたい。
講じた措置の内容 【取組中】 アンケートの実施結果については、3半期ごとの事業報告書に含めて提出をしてもらっています。実施結果を踏まえた対応方針についても提出を求めているところです。 (公園緑地課)
意見(2-8) 尾花川公園テニスコートの用途変更について(本報告書 140 頁)
1. 事案の概要

公園緑地課が管理する有料のスポーツ施設について、監査人が利用者数や稼働率の状況をヒアリングしたところ、皇子が丘公園や皇子山総合運動公園、大石緑地スポーツ村のテニスコートでは稼働率が70%を超えている一方、尾花川公園のテニスコートでは、令和2年度から令和4年度まで一定して稼働率が20%強と低い状況にある。

2. 監査の結果及び意見

市に多くのテニスコートがある中で、利用者数や稼働率が低い尾花川公園テニスコートをどのように有効活用するかについては議論の余地がある。市は今後も同公園のテニスコートを維持するとしても、今後は公園緑地等として管理する場合の費用とテニスコートとして管理する場合の費用を比較衡量して、費用対効果を踏まえた有効活用の方法を検討されたい。

講じた措置の内容

【未措置】

新庁舎整備に伴って令和8年1月から皇子山総合運動公園テニスコートの利用を停止することも考慮しつつ、尾花川公園を含む市内のテニスコートの有効活用については、今後検討していきます。

(公園緑地課)

意見(2-9) 受益者負担を考慮した使用料設定の検討について(本報告書142頁)

1. 事案の概要

市は施設使用料設定基準に基づく使用料の算定を平成30年に実施しており、この結果に基づき、令和元年と令和4年に2段階で使用料改定を行っている。監査人は市が実施した施設使用料設定基準に基づく資料を入手し、主な施設について原価率の算定等の分析を実施したが、皇子が丘公園の小体育館を除き、原価が使用料を大きく上回っていることが判明した。現行の施設使用料設定基準では、原価に減価償却費等が入っていないことに加え、物価高騰により更に原価率が高くなっていることが予測される。

2. 監査の結果及び意見

市は、施設使用料設定基準で算定された使用料になるよう引き続き経費削減と使用料改定に努めるとともに、減価償却費等も含めたフルコストでの原価に基づいた使用料も算定し、利用可能な国、県等からの補助や起債も勘案した上で、老朽化した施設の建替え等にかかる財源の確保についても検討されたい。

講じた措置の内容

【未措置】

使用料については、大津市の「施設使用料設定基準(平成23年3月策定)」に基づき算定を行っていることから、今後は全庁的な見直しに合わせて対応してまいります。

(公園緑地課)

(3) 教育委員会事務局学校教育課

意見(3-1) 事業評価の実施について(本報告書150頁)

1. 事案の概要

部活動指導員事業の目的は「指導員を配置することにより、技術指導にとどまらず、部活動の運営や練習計画の作成、人間形成、生徒指導、大会への引率などを担うことによる教員の負担軽減を目指す。」とされている。だが、当該事業において事後的な評価を実施していないため当該事業を実施した結果、どの程度教員の負担軽減という目的が達成できたのか不明な状況が見受けられた。

また、事業評価を適切に実施しないまま、毎年指導員を増員し予算が増加している状況であり、当該予算増加の正当な理由が不明確な状況が見受けられた。

2. 監査の結果及び意見

今後においては改善状況等について指導員を派遣している学校から報告を受け、当該報告を検討することにより事業評価を実施するとともに、その結果に基づき予算の増加要求を実施すべきである。

講じた措置の内容

【措置・改善済】

令和5年度末から部活動指導員配置校に「部活動指導員配置校に係る報告書」の提出を求め、学校における成果と課題を調査することとしました。調査からは、土日や長期休業中の活動負担軽減、部活動指導時間に他業務（生徒指導・教材研究）に従事する時間の確保等につながっているという報告がされていることから、これを踏まえて令和7年度の予算において必要な予算を確保しました。引き続き、教員の負担軽減や部活動指導充実のため、調査結果を踏まえて必要な予算要求を行っていきます。

(学校教育課)

意見（3－6）学校プールのあり方と地域との連携について（本報告書 152 頁）

1. 事案の概要

学校プールは小中学校 55 校に設置され、教育目的で使用する夏季限定の施設であり、維持管理に年間平均 54,000 千円の経費が掛かっている。また、長寿命化計画の対象として計画的な更新を進めるのであれば、ますます財源上の課題が生じることは容易に想定される。

今後、市においても人口減少と少子化が進行する中で学校プールのあり方が問われることになり、関係所管課の間で検討されたようであるが、具体的な進展を示す事実は認められなかった。

2. 監査の結果及び意見

学校プールのあり方については、施設のハード面とソフト面に区分して検討することになる。前者は、市の教育委員会が平成 28 年 12 月に公表している「大津市立小中学校規模等適正化ビジョン」における学校規模に応じた教育環境の充実策との整合性を担保する必要がある。そして、学校プールのあり方によっては影響を受ける地域の関係者とも十分な協議を行い、地域の実情に応じたきめ細かな対応が求められる。

後者は、保健・体育科の学習目標を達成するためのよりよい方法として、水泳指導を民間プールや外部の専門的な指導者の協力を得て行うことが考えられる。市営プールや民間プールを使用する場合は、マイクロバスなどの移動手段及び移動時間の問題、更には民間活力を

利用した場合の直営との経費比較など、検討すべき事項は多岐にわたる。これらの事項も地域の関係者とも十分な協議を行い、実施可能性について検討する必要がある。

市は、市営プールのあり方についても検討していることから、こうした点との整合性も考慮した上で、学校プールのあり方について速やかに実施可能性を関係所管課と協議し、その結果を公表することを検討されたい。

講じた措置の内容

【取組中】

市営プールを所管するスポーツ課や民間施設の設置者、スポーツ協会等と協議をしながら、学校プールの在り方について検討を進めています。そうした中、水泳指導については、モデル校における市営プールを利用した水泳外部委託や外部の指導者活用等を進めていくこととしました。

(学校教育課)

(4) 教育委員会事務局教育総務課

(意見 4-2) 長寿命化計画策定における庁内会議や地域団体等との意見交換について (本報告書 165 頁)

1. 事案の概要

市は、学校施設の長寿命化計画の策定に際して、庁内調整を図って決定しているが、その調整及び決定過程を示す議事録などの記録は残っていなかった。本計画では財政部門などとも連携を図りながら、進捗状況を管理し整備を進める旨の記載があるが、庁内調整をどのような手順で進めるかについて具体的な手法までは記載されていない。

また、学校体育館が地域の活性化や防災目的など幅広い目的に活用できることから、地域の各種スポーツ団体等地域のスポーツ推進を担う関係者等との意見交換が必要だが、学校開放委員会等の関係者に対して、工事実施前の説明会の機会等において整備水準の概要説明を行っているものの、本計画の策定前に具体的な意見交換等を行っていなかった。

2. 監査の結果及び意見

市は文部科学省が令和 4 年 3 月に公表している「小学校施設整備指針」や他都市の事例などを踏まえて、本計画における庁内調整の手順や決定方法を明らかにするとともに、その調整及び決定過程を示す議事録などの記録を残して可視化することを検討する必要がある。また、今後は本計画の更新など適切な時期に改めて地域の関係者と意見交換を行い、双方が当事者意識を持って本計画を効果的効率的に実施するための協議を行うことを検討されたい。

講じた措置の内容

【未措置】

今後、計画の更新を行う際には庁内会議等の記録を可視化するよう努めます。また、スポーツ団体を含む地域の関係者との意見交換については、計画の更新時などの機会を捉え、検討いたします。

(教育総務課)

(意見 4-3) 包括管理業務委託の導入と長寿命化計画に与える影響について (本報告書 166

頁)
1. 事案の概要 市は、現在、各所管課が実施している公共施設の維持管理に関する事務の効率化や情報の一元化、管理水準の均質化を目的として、保守点検や清掃、除草などの施設管理に共通する業務に関する包括管理業務委託の導入を検討している。 この包括管理業務委託の対象施設に小中学校 55 校が含まれているが、空調設備保守点検などの業務はいずれも学校施設の維持管理業務を対象としているものであり、所管課においても包括管理業務を委託する事業者による一元管理を行うことで、事務の効率化を図ることが導入の目的であると認識している。 2. 監査の結果及び意見 包括管理業務の目的が委託する事業者による一元管理を行うことで、事務の効率化を図ることにあるのはそのとおりである。だが、その目的達成は短期的な効果が期待されるだけでなく、中長期的には包括管理業務委託を実施する中で学校施設の老朽化対策や長寿命化に資するものでなければならない。 このため、市は今後、包括管理業務委託と長寿命化計画との間に、中長期的な時間軸の中で双方の目的達成に相乗効果を生じているかを定期的に検証した上で、長寿命化計画の見直しの可否を検討されたい。
講じた措置の内容 【未措置】 長寿命化計画では、不具合が発生する前に改修を行う「予防保全」への転換を方針の 1 つとしていますが、包括管理業務委託においても同様の視点から業務が履行されることで、より効果的な施設の維持管理につながることを期待されます。 包括管理業務の所管所属及び事業者と適宜協議を行い、包括管理業務委託が学校施設の老朽化対策や長寿命化に資するものとなっているかについて確認・検証してまいります。 (教育総務課)
(意見 4－4) 学校体育館の有効活用に係る庁内連携について (本報告書 167 頁)
1. 事案の概要 教育委員会が所管する学校体育館は、教育目的だけでなく、学校開放、防災拠点、地域の交流拠点、地域の生涯学習やまちづくりなど多くの目的を達成するために、市としてどのように有効活用するかについて、庁内横断的な検討が必要と考える。 しかし、庁内での協議がなされたかについて確認したところ、そうした事実は確認できなかった。所管課においても学校施設は「教育施設」であることから、まずは児童、生徒が安全かつ快適に教育活動を行える環境を整えることを第一と考えており、他の所管課が学校体育館の有効活用について協議したいとの申出があれば、必要に応じて対応する方針である。 2. 監査の結果及び意見 学校体育館の管理運営について多くの情報を持っている教育委員会が施設に関する老朽化の状況や長寿命化計画の情報など、スポーツ課を始めとする関係所管課に積極的に情報提供

することは可能と考える。

スポーツ庁では令和2年3月に学校体育施設の有効活用に関する手引きを公表しており、我が国の体育・スポーツ施設全体の中で、学校体育施設が約6割を占めており、地域におけるスポーツの場として、学校体育施設の有効活用を一層進めることを地方自治体に求めている。

こうした対応は、本計画における学校施設の長寿命化改良工事にも影響を与えるものと考えられるため、所管課としても学校体育館の有効活用に係る庁内連携について、積極的に関与することを検討されたい。

講じた措置の内容

【取組中】

学校施設は「教育施設」であり、まずは児童生徒が安全・安心して教育活動を行える環境を整えることが第一と考えているところです。

学校体育館の有効活用については、必要に応じて関係所管課と連携を図っているところです。

(教育総務課)

【取組中】

多くの学校体育館は災害時には地域の避難所としての役割も果たすことから、想定される避難者数や起こりうる災害種別のリスクを十分に考慮し、運営方法を含めた役割を明確にした上で、学校体育館が避難所としての役割を果たすために必要な機能を充実させることについて、教育委員会と連携を図りながら取組を進めています。

具体的には、教育委員会において、避難所となる学校体育館への空調設備の設置に向けた取組を進めているところであり、また、災害時の通信手段の確保として事前設置型特設公衆電話を設置するべく、令和6年度に現地調査を実施したところであり、令和7年度からこれを設置することとしています。

(危機・防災対策課)

(意見4-6) 学校プールの有効活用に係る庁内連携について (本報告書 169 頁)

1. 事案の概要

市は、学校プールを教育目的のために相当の経費を掛けて設置しているが、中学校の水泳部の利用等を除き、夏季限定の使用になっている。以前は小学校のプールを学校開放で使用したこともあったが、熱中症対策により、夏季休業中の学校主催の水泳教室を実施なくなり、プールの水質管理を行わなくなったことや、学校開放で使用する団体等の指導員の不足等の問題があり、現在は学校開放で使用されていないとのことである。

学校プールの使用について教育目的を第一義とすることは言うまでもないが、教育目的だけに相当の経費が掛かっている学校プールの課題を解消するために、市の他の施策目的に有効活用するとした場合、どのような方法が考えられるであろうか。

2. 監査の結果及び意見

最も可能性があるのは以前実施していた学校開放であるが、当時の課題を整理した上で、新たに指定管理者による運営が考えられる。他都市でも一宮市では市内 13 か所の学校開放

プールについて、他の市営プールの指定管理者である民間事業者が管理運営している事例（ただし、一宮市の学校プールの指定管理は令和4年3月31日で終了）がある。

あるいは学校プールのあり方とも関連するが、今後統廃合により学校プールの廃止が見込まれる場合、学校プール廃止後の跡地活用として児童・高齢者などのための福祉施設や文化施設などが考えられる。とりわけ学校との親和性を考慮すると、学童保育施設や公民館など他の公共施設の設置や複合化も選択肢として検討する余地がある。

これらの活用方法は市の公共施設マネジメントとも関連することから、地域の交流拠点、地域の生涯学習やまちづくりなどを所管する関係所管課と連携し、学校体育館と同様に学校プールの有効活用について庁内連携を図り、老朽化対策と併せて検討されたい。

講じた措置の内容

【取組中】

老朽化対策を見据えつつ、関係所管課との情報共有・庁内連携を図りながら、学校プールの在り方についての検討を進めています。

（教育総務課・学校教育課）